

# 1 平成22年度県税率一覧表

(平成22年4月1日現在)

科目	種目	課税標準	税率	摘要	
法人 県民税	① 法人税割	法人税額	5.8%	資本金が1億円以下でかつ法人税額が1,000万円以下の場合 5% ※均等割については平成18年4月1日～平成23年3月31日に開始する事業年度分から森林環境税として10%が加算してある。	
	② 均等割	資本の金額又は出資金額(相互会社にあつては純資産額として政令により算定した金額。以下次の3号において同じ。)が50億円を超える法人	880,000円		
		資本の金額又は出資金額が10億円を超え、50億円以下の法人	594,000円		
		資本の金額又は出資金額が1億円を超え、10億円以下の法人	143,000円		
		資本の金額又は出資金額が1,000万円を超え、1億円以下の法人	55,000円		
	前4号の法人以外の法人等	22,000円			
個人 県民税	① 所得割		4%		
	② 均等割		2,000円	うち森林環境税1,000円	
県民税 利子割		支払を受けるべき利子等の額	5%		
県民税 配当割		支払を受けるべき配当等の額	5%	平成25.12.31までに支払いを受ける配当等 3%	
県民税株式等 譲渡所得割		支払いを受ける源泉徴収選択口座内の株式等の譲渡益	5%	平成25.12.31までに支払いを受ける譲渡益 3%	
法人 事業税	①平成20年9月30日以前に開始する事業年度			平成11.3.31以前に開始した事業年度分については税率が異なります。	
	電気・ガス供給業、保険業	収入金額	1.3%		
	所得 金 課 税 法 人	普通法人	所得のうち年400万円以下の金額		5%
			所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額		7.3%
	特別法人	所得のうち年400万円以下の金額	5%		
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額及び清算所得	9.6%		
	3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて行う法人 で資本の金額又は出資金額が1千万円以上の法人	普通法人	所得及び清算所得		9.6%
		特別法人	所得及び清算所得		6.6%
	外形標準 課税対象 法人の場 合	所得割	所得のうち年400万円以下の金額		3.8%
			所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額		5.5%
			所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得		7.2%
			3以上の都道府県に事務所等を有する法人の所得及び清算所得		7.2%
		付加価値割			0.48%
	資本割		0.2%		
	②平成20年10月1日以後に開始する事業年度				平成20年10月1日以降に開始する事業年度には地方法人特別税(国税)が課税されます。 法人事業税税額(所得割額、収入割額)× 外形 148% 外形以外 81%
	電気・ガス供給業、保険業	収入金額	0.7%		
	所得 金 課 税 法 人	普通法人	所得のうち年400万円以下の金額	2.7%	
			所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	4%	
	特別法人	所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	5.3%		
		所得のうち年400万円以下の金額	2.7%		
	3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて行う法人 で資本の金額又は出資金額が1千万円以上の法人	普通法人	所得及び清算所得	3.6%	
		特別法人	所得及び清算所得	5.3%	
	外形標準 課税対象 法人の場 合	所得割	所得のうち年400万円以下の金額	1.5%	
所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額			2.2%		
所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得			2.9%		
3以上の都道府県に事務所等を有する法人の所得及び清算所得			2.9%		
付加価値割			0.48%		
資本割		0.2%			

科 目	種 目		課 税 標 準	税 率	摘 要	
個 人 事 業 税	① 第 一 種		課税所得	5%		
	② 第 二 種		"	4%		
	③ 第三種	ア 下記に掲げ るものを除く イ あん摩、 はり、きゆう、 柔道整復師、 装蹄師業	"	5%		
			"	3%		
地 方 消 費 税	① 譲 渡 割		消費税額	25%		
	② 貨 物 割		消費税額	25%		
不 動 産 取 得 税	平成15年3月31日まで		住宅以外の家屋及び土地	4%	免税点 土地 10万円 家屋の建築 23万円 その他12万円	
			住宅	3%		
	平成15年4月1日から 平成18年3月31日まで		すべての不動産	3%		
	平成18年4月1日から 平成20年3月31日まで		住宅以外の家屋 土地及び住宅	3.5% 3%		
	平成20年4月1日から 平成24年3月31日まで		住宅以外の家屋 土地及び住宅	4% 3%		
県たば こ 税			売渡し等に係る製造たばこの本数	千本につき 1,504円 (H22.10.1~)	旧三級品は、 千本につき716円 (H22.10.1~)	
ゴルフ場 利用税			1人1日について	1級 1,200円 2級 1,100円 3級 1,000円 4級 900円 5級 800円 6級 700円 7級 650円 8級 550円 9級 500円 10級 400円 11級 350円		
自動車税	① 乗 用 車	普 通 乗 用 車	営業用	総排気量2.5ℓ以下のもの 総排気量2.5ℓを超え3ℓ以下のもの 総排気量3ℓを超え3.5ℓ以下のもの 総排気量3.5ℓを超え4ℓ以下のもの 総排気量4ℓを超え4.5ℓ以下のもの 総排気量4.5ℓを超え6ℓ以下のもの 総排気量6ℓを超えるもの	13,800円 15,700円 17,900円 20,500円 23,600円 27,200円 40,700円	
			自 家 用	総排気量2.5ℓ以下のもの 総排気量2.5ℓを超え3ℓ以下のもの 総排気量3ℓを超え3.5ℓ以下のもの 総排気量3.5ℓを超え4ℓ以下のもの 総排気量4ℓを超え4.5ℓ以下のもの 総排気量4.5ℓを超え6ℓ以下のもの 総排気量6ℓを超えるもの	45,000円 51,000円 58,000円 66,500円 76,500円 88,000円 111,000円	

科目	種目		課税標準	税率	摘要
自動車税	①	乗用車	小型自動車	営業車 総排気量1ℓ以下のもの 7,500円	
				総排気量1ℓを超え1.5ℓ以下のもの (0.491ℓ×2ロータリー車を含む) 8,500円	
			総排気量1.5ℓを超えるもの (0.573ℓ～0.655ℓ×2ロータリー車を含む) 9,500円		
			電気自動車 7,500円		
	自家用	総排気量1ℓ以下のもの 29,500円			
		総排気量1ℓを超え1.5ℓ以下のもの (0.491ℓ×2ロータリー車を含む) 34,500円			
	総排気量1.5ℓを超えるもの (0.573ℓ～0.655ℓ×2ロータリー車を含む) 39,500円				
	電気自動車 29,500円				
	②	トラック	営業車	最大積載量1t以下のもの 6,500円	
				最大積載量1tを超え2t以下のもの 9,000円	
				最大積載量2tを超え3t以下のもの 12,000円	
				最大積載量3tを超え4t以下のもの 15,000円	
				最大積載量4tを超え5t以下のもの 18,500円	
				最大積載量5tを超え6t以下のもの 22,000円	
				最大積載量6tを超え7t以下のもの 25,500円	
				最大積載量7tを超え8t以下のもの 29,500円	
		最大積載量8tを超える1tまでごとに 加算4,700円			
		トラック	自家用	最大積載量1t以下のもの 8,000円	
				最大積載量1tを超え2t以下のもの 11,500円	
				最大積載量2tを超え3t以下のもの 16,000円	
最大積載量3tを超え4t以下のもの 20,500円					
最大積載量4tを超え5t以下のもの 25,500円					
最大積載量5tを超え6t以下のもの 30,000円					
最大積載量6tを超え7t以下のもの 35,000円					
最大積載量7tを超え8t以下のもの 40,500円					
最大積載量8tを超える1tまでごとに 加算6,300円					
ツク	けん引車	営業用 小型自動車に属するもの 7,500円			
		普通自動車に属するもの 15,100円			
	自家用	小型自動車に属するもの 10,200円			
		普通自動車に属するもの 20,600円			
	被けん引車	営業用 小型自動車に属するもの 3,900円			
		普通自動車に属する最大積載量 8t以下のもの 7,500円			
普通自動車に属する最大積載量 8tを超える1tまでごとに 加算3,800円					
自家用 小型自動車に属するもの 5,300円					
普通自動車に属する最大積載量 9t以下のもの 10,200円					
普通自動車に属する最大積載量 8tを超える2tまでごとに 加算5,100円					

科 目	種 目		課 税 標 準	税 率	摘 要			
自動車税	② ト ラ ク ク	最大乗車 定員が四 人以上で あるもの の加算額	営業用	総排気量1ℓ以下のもの 総排気量1ℓを超え1.5ℓ以下のもの 総排気量1.5ℓを超えるもの	3,700円 4,700円 6,300円			
			自家用	総排気量2ℓ以下のもの 総排気量1ℓを超え1.6ℓ以下のもの 総排気量1.6ℓを超えるもの	5,200円 6,300円 8,000円			
				③ バ ス	営 業 用		一般乗合用	乗車定員が30人以下のもの 乗車定員が30人を超え40人以下のもの 乗車定員が40人を超え50人以下のもの 乗車定員が50人を超え60人以下のもの 乗車定員が60人を超え70人以下のもの 乗車定員が70人を超え80人以下のもの 乗車定員が80人を超えるもの
		そ の 他					乗車定員が30人以下のもの 乗車定員が30人を超え40人以下のもの 乗車定員が40人を超え50人以下のもの 乗車定員が50人を超え60人以下のもの 乗車定員が60人を超え70人以下のもの 乗車定員が70人を超え80人以下のもの 乗車定員が80人を超えるもの	26,500円 32,000円 38,000円 44,000円 50,500円 57,000円 64,000円
			自 家 用				乗車定員が30人以下のもの 乗車定員が30人を超え40人以下のもの 乗車定員が40人を超え50人以下のもの 乗車定員が50人を超え60人以下のもの 乗車定員が60人を超え70人以下のもの 乗車定員が70人を超え80人以下のもの 乗車定員が80人を超えるもの	33,000円 41,000円 49,000円 57,000円 65,500円 74,000円 83,000円
					④ 三輪の 小型 自動車		営業用	小型自動車 小型自動車に属するけん引車
	自家用	小型自動車 小型自動車に属するけん引車					6,000円 5,300円	
	鉱区税	①	砂鉱を目的としな い鉱業権の鉱区		試掘鉱区 面積 100アールごとに		200円	
				採掘鉱区 面積 100アールごとに	400円			
	核燃料税	②	砂鉱を目的とする 鉱業権の鉱区	面積 100アールごとに	200円			
				河床については延長1,000メートルごと	600円			
	核燃料税	発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 発電用原子炉に挿入された核燃料の重量			10% 1kgにつき 8,000円		重量については 19.12.30までは、 6,000円	

※ 特殊用途自動車については、当該自動車の構造区分等によりそれぞれ該当する自動車について定められた額

科 目	種 目	課 税 標 準	税 率	摘 要
自動車 取得税		自動車の取得価額	3% 但し、S49.4.1 ～H20.3.31 H20.5.1 ～H30.3.31 までは、軽自 動車以外の 自家用車は 5%	免税点 15万円 但しH2.4.1～ H30.3.31までは 50万円
軽油 引取税		軽油の容量1キロリットルにつき	◎本則税率 15,000円  但し、H21.4.1 ～H30.3.31 までの間は、 32,100円	
狩猟税	① 第一種銃猟免許を受けるもの ② 上記のもので県民税所得割の納付を要しないもの ③ 網猟、わな免許を受けるもの ④ 上記のもので県民税所得割額の納付を要しないもの ⑤ 第二種銃猟免許を受けるもの		16,500円 11,000円 8,200円 5,500円 5,500円	
産 業 廃棄物税	県内の最終処分場への産業廃棄物の搬入重量 (課税の特例) ・自社最終処分については当該重量の2分の1 ・排出事業者の年間の搬入量が1万トンを超える場合は、 1万トンを超える重量の50/100(1万トン以下は100/100)		1トンにつき 1,000円	・事前に知事の 承認が必要

## 2 税外収入の料率

区 分	料 率	摘 要
延 滞 金	年利 7.3%  年利 14.6%	納期限の翌日から1月を経過するまでの期間 平成12年1月1日以降は、前年の11月末日を 経過する時における特例基準割合(商業手形の 基準割引率+4%)が年7.3%を下回る場合、 その年内は、特例基準割合。 納期限の翌日から納付の日まで上記期間を 除いた期間
過少申告加算金	増額した税額の 100分の10	法人事業税 軽油引取税等 増差税額が期限内申告額と50万円とのいずれか 多い額を超えるとき 5/100加算
不申告加算金	納付すべき税額の100分の15 (100分の5)	法人事業税 軽油引取税等 納める税額が50万円を超えるとき 5/100加算
重 加 算 金	過少申告に伴う場合 100分の35 不申告に伴う場合 100分の40	
納 税 証 明 書 の 交 付 手 数 料	証明書1枚ごと 400円	1税目を1枚とみなす。